

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です
《2025. 10月号》



ハローワーク秋田の
各種情報はこちら！

発行：〒010-0065 秋田市茨島1-12-16
ハローワーク秋田(電話018-864-4111)



当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード(問い合わせ先右端の【】内)
を押してください。

秋田の最低賃金1,031円、2026年3月31日発効が決定

最低賃金は8月25日の秋田地方最低賃金審議会で現在の1時間951円から1,031円(引上げ額80円、引上げ率約8.41%)に引き上げるよう秋田労働局長に答申。これに対し9月9日までに労働者側の14団体から、適用日の前倒しなどを求める異議申し出がありました。秋田地方最低賃金審議会は、9月10日に審議した結果「8月25日付けの答申どおり決定することが適当である。」との結論に達し、秋田労働局長に報告しました。この報告を受け、秋田労働局長は、秋田県最低賃金を時間額1,031円に改定することを決定し、本日(9月22日)官報公示を行いました。これにより、改定後の最低賃金は、令和8年3月31日から効力が発生することになります。

最低賃金に関する特設サイト



最低賃金 特設サイト

最低賃金に関するお問い合わせは
秋田労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



秋田労働局

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金 最大600万円を助成



厚生労働省 最低賃金

最低賃金を調べたい都道府県を選択

調べたい都道府県をクリックするとここに最低賃金が表示されます。

もっと詳しく▶ 地域別早見表▶

賃金引き上げに役立つ特設ページができました！
賃金引き上げ特設ページ

お役立ち情報セレクト！

最低賃金が今年も改正
みんなでたしかめよう！
支援情報を活用！
(動画や印刷物あり)

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 賃金 > 賃金引上げ・労働生産性向上 > 「賃上げ」

「賃上げ」支援助成金パッケージ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省は、生産性向上(設備・人への投資等)や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援しています。そのため、令和7年度予算において「賃上げ」支援助成金パッケージを取りまとめました。

 <p>生産性向上 (設備・人への投資等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務改善助成金 働き方改革推進支援助成金 人材開発支援助成金 人材確保等支援助成金 (雇用管理制度・雇用環境整備助成コース) 	 <p>非正規雇用労働者の 処遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリアアップ助成金 (正社員化コース、賃金規定等改定コース) 	 <p>より高い処遇への 労働移動等</p> <ul style="list-style-type: none"> 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース) 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース) 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)
---	--	---

令和8年3月31日(火)から

秋田県の最低賃金が変わります。

変更前 3月30日(月)まで

時間額 **951円**



変更後 3月31日(火)から

時間額 **1,031円**

※秋田県内すべての労働者に適用されます! ※日給・月給等の場合は時間額に換算!

次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (3) 1カ月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (4) 時間外、休日及び深夜労働に対する賃金

- 日給額 ÷ 1日の所定労働時間 $\geq 1,031円$
- 月給額 ÷ 1ヶ月の平均所定労働時間 $\geq 1,031円$

【問い合わせ先】秋田労働局賃金室 (018-883-4266) または
秋田労働基準監督署 (018-865-3671) まで

設備投資と賃上げをお考えの事業主の皆さま!

(令和7年9月)

令和7年度 「業務改善助成金」

令和7年9月5日から拡充されました

拡充のポイント

①対象事業場の拡大

対象を事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未済までの事業所に拡大
 ▣ 秋田県の場合、事業場内最低賃金が951円以上1,031円未済の事業所が対象

②賃金引上げ後の申請

従来は、賃金引上げ後の申請は不可でしたが、9月5日から賃金引上げ後の申請も可能となりました

注意事項

- ・事業完了期限(賃金の引上げ、設備の導入、代金の支払)は令和8年1月31日です。厚生労働省の交付要綱では、申請期限は申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日となっていますが、秋田県の場合は最低賃金改定日(令和8年3月31日)が事業完了期限の後になっていますので、ご注意ください。
- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- ・事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日までに勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- ・申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了することがあります。
- ・同一事業所の申請は年度内1回までです。

《秋田県最低賃金》

時間額 **1,031円**
効力発生日 令和8年3月31日

申請様式等、詳しくはこちら



厚生労働省
秋田労働局

〈お問い合わせ先〉
業務改善助成金
コールセンター
☎0120-366-440

〈申請先〉
秋田労働局雇用環境・均等室
秋田市山王7-1-3秋田合同庁舎4階
☎018-862-6684

〈賃金引き上げに向けた無料相談窓口〉
秋田働き方改革推進支援センター
秋田市大町3-2-44 大町ビル3階
☎0120-695-783

年収「130万円の壁」による就業調整解消へ

再掲します

令和7年7月からキャリアアップ助成金に「短時間労働者労働時間延長支援コース」を新設

○短時間労働者労働時間延長支援コースを新設しました。（令和7年7月1日）【NEW】

「年収の壁」への対応として、現行の社会保険適用時処遇改善コースの「労働時間延長メニュー」の要件を見直すとともに、助成額を拡充した新たなコースを新設しました。

- PDF [キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）のご案内（リーフレット）](#)
- PDF [キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）のご案内（パンフレット）](#)
- PDF [キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）に関するQ&A \[392KB\]](#)



拡充 年収の壁対策
労働者1人につき最大**75万円**助成します！

キャリアアップ助成金

年収の壁対策の取り組みを行うことで、労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**

事業主の皆さまにおいては、**人手不足の解消に！**



「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

手続き

- 助成金を受けるには、事前※に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和7年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）
- 取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

ただし、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、**本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。**

現) 社会保険適用時処遇改善コースからの切替申請が出来ます

社会保険適用時処遇改善コース（労働時間延長メニューまたは併用メニュー）の取り組みを進めていても、**本コースの要件を充足**する場合、切り替えての申請が可能です※。



切替対象

社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューを利用していたが、同時に新コースの要件を満たしている場合には、**新コースでの申請が可能！**

※ただし、支給申請期間が令和7年7月1日より前（同年6月30日以前）に終了する場合は、切り替えはできません。

【令和7年7月版】LL070701 No.14

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 企画部門 【32#】

みなさまの人材確保を全力でサポートします

人材確保の
各種サービス

オンラインサービス
【ハローワークインターネットサービス】



人材確保でお困りのことはありませんか？
ハローワークでは、貴社のお悩みに応じたサポートを行います。
人材確保に関するご相談は、いつでもハローワークへお寄せください。

知っておきたいハローワークの求人者サービスのポイント

- いつでもオンラインで求人申込み！
- ハローワークインターネットサービスで求人を公開！
- マイページを開設して効率よく人材さがし
- 最寄りはこちら！全国500カ所以上、利用は無料
- 希望する人材をご紹介します
- 人材確保のご相談 就職面接会・見学会を開催
- 豊富なデータによる労働市場情報の提供
- 各種助成金のご案内



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和7年8月)

概況(全数)

○有効求人倍率は、1.30倍と前年同月比で0.05ポイント低下。

1 求人の方動向

○新規求人数は、2,664人と前年同月比で3.2%増加。
・宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、金融業、保険業等が増加。
・情報通信業、製造業、サービス業、卸売業、小売業等で減少。

○有効求人数は、7,821人と前年同月比で2.9%増加。

2 求職者の動向

○新規求職者数は、1,246人と前年同月比で12.8%増加。
・フルタイム求職者が6.5%増加、パート求職者は26.1%増加。
・事業主都合離職者(常用)が4か月連続で増加。

○有効求職者数は、6,000人と前年同月比で6.3%増加。
・雇用保険受給者実人員が3か月連続で増加。

【主な産業の新規求人数】

主な産業	求人数	前年同月比	
		増減率 (%)	増減数 (人)
D建設業	171	0.0	0
E製造業	146	▲ 5.2	▲ 8
G情報通信業	21	▲ 46.2	▲ 18
H運輸業、郵便業	131	▲ 0.8	▲ 1
I卸売業、小売業	406	▲ 3.6	▲ 15
J金融業、保険業	30	15.4	4
M宿泊業、飲食サービス業	394	79.1	174
P医療、福祉	630	17.8	95
Rサービス業(他に分類されないもの)	485	▲ 4.0	▲ 20
S・T 公務、その他	43	▲ 25.9	▲ 15
全産業合計	2,664	3.2	82

【新規求職者の態様別状況(常用)】

項目	区分	態様別計	在職者					無業者
			在職者	離職者	うち事業主都合	うち自己都合	うち自営、その他	
新規求職者数(常用)		1,242	423	709	203	466	10	110
前年同月比	増減率 (%)	12.7	3.9	19.0	63.7	10.7	▲ 33.3	11.1
	増減数(件数)	140	16	113	79	45	▲ 5	11

■有効求人倍率(全数)の推移

